



- リサイクルから学ぶ組織経営
- 労働生産性向上の一番人気は「IT化」
- 2019年10月1日開始予定の改正消費税について
- 節税保険についての取り扱いが変わります。

リサイクルから学ぶ組織経営

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会で使用する約5,000個のメダルが、使用済みの携帯電話や小型家電などの廃棄物から作られる事が注目を浴びています。リサイクルへの取り組みに対する意識とオリンピックへの参加意識を高める目的なのでしょう。

リサイクルと言えば、野球や陸上競技で使われる白線が例として挙げられます。かつては、白線の原料に水酸化カルシウムが使われていました。しかし、目に入って障害が起きたり皮膚がかぶれたり等の問題が多発し、炭酸カルシウム等の比較的安全性の高い素材に置き換えられてきました。その流れの中で、卵の殻をリサイクルした白線が特に注目を集めています。佐賀県の建設業者が、2007年に新規ビジネスとして、卵の殻を原料とした白線の販売を開始し、6000校以上の学校で導入がされました。天然素材を用いているため、身体への悪影響も少なく、天然芝のグラウンドで使っても芝が傷みにくいのだそうです。

卵の殻は年間20万トンも廃棄されていて、その廃棄処理に多額の処理費用がかかっていました。しかし、このビジネスは、廃棄処理によるコストがかからないうえに、1kgあたり1円から5円で買い取ってもらえるため、企業のコスト削減にも貢献しています。

ところで、廃棄された殻のリサイクルといいますと、ホタテ貝も例として挙げられます。北海道の日本理化学工業株式会社は、この殻をチョークとして再利用したことによって、トップシェア企業として有名になりました。かつての教育現場では、石膏を原料としたチョークが使われていました。しかし、身体への影響が考慮され、ホタテ貝等の炭酸カルシウムを主原料としたチョークに移行しました。この健康に配慮したチョークを日本で最初に開発したのが日本理化学工業です。同社は障害者の雇用が70%を超えている企業としても有名です。

長野県でも森林リサイクルをはじめとした、数々のリサイクルプロジェクトが誕生しています。リサイクルに限らず、様々な社会問題の解決と自社の経営とを結びつけて、社会と自社の成長発展を志向出来るリーダーでありたいものです。

しかし、そのためには、通常の人には気にも留めないような、ありきたりのものを有効活用するビジョンを見つける力が大切です。また、物の未来や裏に隠れている背景を見抜き、どのように物やサービスや情報を結びつけ直せば良いのかを思考出来る創造力、ビジョンを構想する力を鍛錬する必要があるのではないのでしょうか。

成迫 升敏



—おしらせ—
8月13日(火)から8月16日(金)まで
夏季休業とさせていただきます。
ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程を宜しくお願い致します。



労働生産性向上の一番人気は「IT化」

2019年4月26日に中小企業白書が発表されました。令和時代を迎えるにあたって、「人口減少」「デジタル化」といった、経済・社会構造の変化に合わせた中小企業の取り組み事例が掲載されています。その中でも、「人手不足」に関する改善策のキーワードとなる「労働生産性の向上」について、その内容と成功事例をご紹介します。

1. 労働生産性とは？

労働生産性とは、「労働投入量1単位で生み出す付加価値」を表したものです。具体的な計算方法は以下の通りです。

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{付加価値（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量（「労働者数」or「労働者×一人当たりの年間就業時間」）}}$$

働き方改革では、ただ単に「時間内に早く仕事を終わらせましょう」という声掛けだけをしている訳ではありません。「労働生産性」を向上させ、働き手と企業の双方の改善も目的としています。

2. 労働生産性向上の成功例

次に、労働生産性向上の成功例をご紹介します。

厚生労働省HP「賃金引上げ、労働生産性向上」(※1)のページには、次に示す業界の「生産性向上事例集」が掲載されています。

(建設業、製造業、飲食業、理美容業、薬局、歯科医院、介護事業所など)

※1 出典：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html

どのような業務効率化を行って、どれくらいの効果が出たのか、実企業の事例とともに掲載されていますが、**その中でも多くの業種で実行していたのが「IT化」**です。

弊社の関与先様でも「IT化」に挑戦し、成功された事例がありますので、ご紹介します。



<長野県内 飲食業 A社>

業歴15年、居酒屋業態で店舗展開をしているA社。地元客から人気があり、シーズンには近隣企業の宴会予約が絶えません。しかし、近年は、多くの飲食店の課題でもある「人手不足」にA社も悩まされていました。その影響は、「料理の提供が遅い」というクレームに繋がり、売上高も減少傾向にありました。業績改善を考えた代表は、「セルフオーダーレジシステム(※2)」を導入し、「IT化」を実行しました。結果は以下の通りです。

	前期	今期	伸び率	
売上高	40,000千円	41,000千円	2.5%	増加
付加価値額	15,000千円	17,000千円	13.3%	増加
従業員数	10人	10人		
労働生産性	1,500千円/人	1,700千円/人	13.3%	増加

※2「セルフオーダーレジシステム」…タッチパネル形式の電子メニュー表と連携したPOSレジ。店員がオーダーを取りに行く業務を省くことができる。特に宴会時のドリンク注文を省くことで業務効率化につながる。

導入前は、「お客様がタッチパネルを使うことを嫌がるのではないか?」「従業員がIT設備を使いこなせず、オペレーションが混乱するのではないか?」との不安もありました。しかし、「60代も難なくスマートフォンを使用する時代である」こと、「レジ販売業者の支店が店舗近隣にあり、設定からアフターフォローまでが手厚かった」ことで、2カ月ほどでスムーズに使いこなすことに成功しました。ホールスタッフの業務にも余力が生まれ、クレームが減少し、宴会予約数も増加傾向にあります。

同業他社の情報を参考に、IT化による労働生産性の向上を再考してみてもいいのではないでしょうか。

奥原 岳彦

2019年10月1日開始予定の改正消費税について

2019年10月1日開始予定の改正消費税についてのポイント

今年の10月1日から始まる予定の改正消費税ですが、そろそろ対応の為の準備が本格化してくる時期かと存じます。そこで、今回は2019年10月1日の施行日をまたぐ契約や支払い事例について、Q&Aを用いてご説明します。

Q1. パソコンの保守契約をしており、契約は年間契約です。サービス料の締め日は毎月20日で翌月請求しています。この際の9月21日から10月20日までの契約は新税率の10%になりますか。

A1. 月ごとに保守契約上のサービスが完了していると考えられますので、9月21日から10月20日分のサービス料から10%の適用となります。これは1か月ごとの計算期間を設けて取引をしていますので、10月20日にサービスが完了したとして計算されることとなります。

Q2. 同じくパソコンの保守契約をしていますが、保守契約を10月1日から1年間とする契約を結んでおり、9月30日までに1年間分を支払いました。この契約は月額〇〇円としており、中途解約があった際には、未経過分の契約料を返金するとしています。この際の処理はどうなりますか。

A2. 契約期間は1年間ですが、保守料金が月額で定められ、サービスが月ごとに完了する契約ですので、その月ごとの消費税率が適用されます。したがって、10月1日以降にサービスが完了するものに関しては10%が適用されます。

Q3. それでは、2019年8月1日に新たにこれから1年間の機器の保守契約を結んで、一括で1年分の保守料を支払った際の取り扱いはどうなりますか？

A3. いわゆる役務の提供は、その目的に当たることの全てを終えた日(2020年7月31日)に役務の提供が完了したというルールになっていますので、上記のケースの消費税率は10%となります。但し、上記の契約が新たなものではなく、過去より継続して行われている契約は、10月1日の施行日の前日までに支払ったものに関しては8%にすることも構いません。

Q4. 旅客運賃やスポーツ観戦のチケット、遊園地等の入園券等に対する取り扱いを教えてください。

A4. 電車、飛行機等の旅客運賃や、映画、コンサート、スポーツ観戦、美術館、遊園地、動物園等の不特定多数の人が参加する際の入場や、競馬場等への入場料金に関しましては、乗車や入場する日が10月1日でも、9月30日までに料金を支払っていれば、消費税率は8%が適用されます。

Q5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について 9月30日までに引き渡しを受けたリース資産についての消費税率は8%の処理になるのでしょうか。

A5. リース資産の譲渡として取り扱われますので、消費税率はリース資産の譲渡があった時の税率が適用となりますので今回のケースでは8%となります。

Q6. 事業所の賃貸借契約の使用料について①当月分の賃貸料の支払期日を前月〇日としている賃貸借契約で、10月分の賃貸料を9月に支払う場合と、②当月分の賃貸料の支払期日を翌月〇日としている賃貸借契約で、9月分の賃貸料を10月に支払う場合の消費税率を教えてください。

A6. ①のケースは10月の貸し付けに相当する賃貸料ですので、10月末日における消費税率の10%が適用されます。②は9月分の賃貸料ですので、支払期日を10月としている場合でも9月末日における消費税率の8%が適用されます。

いかがでしたでしょうか。今回の事例以外にも、気を付けるべき事項がございますので、改正消費税の件で心配事がございましたら弊社担当者にご相談ください。

太田 誠

節税保険についての取り扱いが変わります。

中小企業では、節税対策として定期保険等がよく使われていました。支払った保険料の全額が経費になる上、解約返戻金（保険を解約した場合に受け取れる金額）が、支払った保険料の90%を超えるような保険です。つまり、利益が実質的に繰り延べられることとなります。このような保険が多くの保険会社で販売され、国税庁は、節税目的の保険について問題視していました。そこで、節税目的の定期保険等について、従来支払った保険料の全額が経費になっていましたが、今回の改正により、経費になる金額が少なくなる予定です。その改正内容についてご説明します。

具体的な改正後の内容

最高解約返戻率（※1）	資産計上期間	資産計上額（経費にならない金額）
① 50%超 70%以下	保険期間の前半4割相当の期間	当期支払保険料×40%
② 70%超 85%以下		当期支払保険料×60%
③ 85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間等の終了日	当期支払保険料×最高解約返戻率×70% （保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）

※1 保険を解約した場合の受取金額÷保険料総額

（注）ただし、次の場合に該当する場合には、改正後も従来通りの取り扱いになります。

- 保険期間が3年未満の定期保険等
- 最高解約返戻率が50%以下の定期保険等
- 最高解約返戻率が70%以下、かつ、年換算保険料相当額（保険料総額÷保険期間）が20万円以下の定期保険等

従来の保険料は、保険期間や保険に加入する方の年齢に着目して保険料の一部を資産計上する取り扱いをしてきましたが、今回の改正により、最高解約返戻率に着目した取り扱いになります。

具体例

（前提条件）

保険期間：20年

保険料支払総額：4,000万円（当期支払保険料200万円）

最高解約返戻率：90%

まず、最高解約返戻率が90%であるため、③85%超に該当することになります。保険期間開始日から10年経過日までの期間は、162万円（200万円×90%×90%）が経費から除かれます。つまり、従来は200万円が経費となりましたが、改正後は、38万円のみが経費となります。また、最高解約返戻率が低くなるほど経費になる金額が多くなりますが、①の場合でも保険料200万円のうち、80万円が経費から除かれて、120万円のみが経費となります。そうすると、改正後において、定期保険等は節税対策としてあまり使われなくなるかもしれません。

改正後の内容でもう一つ重要な点は、今回の改正は、改正日以後に契約する定期保険等に適用される予定です。既存の定期保険等は、従来通りの取り扱いになり、改正によって影響はありませんのでご安心下さい。



五味 淳一

